

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都八王子市館町468番地の2
 氏 名 株式会社 完山金属
 代表取締役 完山 一範
 （法人にあっては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。
 第14条の2第1項

川越市長 川 合 善 明



許可の年月日 平成21年3月6日
 許可の有効期限 平成26年2月2日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

積替え保管を除く：燃え殻

汚泥

廃油

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。）

紙くず

木くず

繊維くず

金属くず（自動車等破砕物を除く。）

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。）

鉱さい

がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上11種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限り。）

該当なし。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	文書番号	変更内容
平成11年2月3日	指令西環第10-252号	新規許可
平成16年2月3日	川産発第4638号	更新許可
平成17年5月11日	—	変更届（代表者の変更）
平成19年1月15日	—	変更届（組織の変更）
平成21年3月6日	川産発第6621号	更新許可

5. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 存・無